用工作物の共用」に、「

電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第3項

」を「

電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第3項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第3項

」に、注2中「電気通信事業業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改め、様式第三を様式第四とし、様式第二の次に次のように加える。

様式第3（第4条第3項関係）

あっせん申請書

年　月　日

電気通信紛争処理委員会委員長　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　印
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

放送法第142条第1項に規定する同意に関する協議が不調/不能のため、同項の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所及び放送事業者の種別（注1）	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1　放送事業者の種別は、基幹放送事業者（放送法第2条第23号の基幹放送事業者をいう。様式第6において同じ。）、指定再放送事業者（放送法第140条第2項の指定再放送事業者をいう。様式第6において同じ。）又は届出一般放送事業者（放送法第133条第1項の届出をした者をいう。様式第6において同じ。）のいずれかを記載すること。
2　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

○総務省令第八十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条の二第一項の規定に基づき、電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日　総務大臣　片山　善博

電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令

電波の利用状況の調査等に関する省令（平成十四年総務省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）」を削る。

第五条第三項を削り、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「、第二項から第四項まで」を「、第二項、第三項」に改め、同項を第六項とする。

第七条第一項第二号中「第四項」を「第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の前に開始した利用状況調査については、この省令による改正後についても、なお従前の例によるものとする。

○総務省令第八十一号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日　総務大臣　片山　善博

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の項及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の項を次のように改める。

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）	第六条第一項及び第二項、第十条第二項、第十八条第二項、第二十条第七項（同条第八項及び第二十七条の十六において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第二項及び第三項（第二十四条の二の二第二項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第一項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の九第一項（第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第一項、第二十七条の十三第一項、第二十七条の十五第四項、第二十七条の十八第二項及び第三項、第二十七条の二十三第二項、第二十七条の二十四第二項（第二十七条の三十四第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十九第二項及び第三項、第二十七条の三十第二項、第二十七条の三十一、第二十七条の三十二、第三十八条の二の二第二項及び第三項（第三十八条の四第二項及び第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十九条の六（第四十七条の五、第百二条の十七第五項及び第百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）、第四十七条の四（第七十一条の三第十一項において準用する場合を含む。）、第七十一条の三第七項、第七十三条第三項及び第四項、第七十七条、第八十一条の二第二項、第八十八条第一項、第九十二条、第九十二条の